

認定事例

(災害補償課)

消防ポンプ操法訓練で右膝痛の発症後、約2か月を経過して診断された右膝半月板損傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団員（団員、27歳）

2 職業

地方公務員（議会事務局）

3 災害発生日

平成21年6月20日

4 傷病名

右膝内側半月板損傷（療養）

5 災害発生状況

B市消防団は、平成21年6月21日開催予定の消防ポンプ操法審査会に向けて、同年4月下旬頃から操法訓練を実施していた。

被災団員は、同年6月20日夜間の操法訓練に参加し、指導選手と一緒に走りこんでいたところ、突然右膝に“激痛”を覚えた。同団員は、とりあえず市販の湿布薬等で自己療養し、翌日患部にサポーターを付けて審査会に出場した。審査会終了後は“膝痛”の症状も軽くなったので、病院の診察を受けず日常生活を続けていたが、徐々に症状が重くなって日常生活に支障を来すようになったため、同年9月4日病院で受診したところ“右膝内側半月板損傷”と診断された。

6 参考

(1) 治療担当医師の所見

平成21年9月6日の関節鏡で右膝内側半月板後節に損傷を認め、鏡視下で切除した結果、“右膝痛”は軽減した。また、当該傷病は、同年6月20日の消防団訓練中に発生したものとする。

(2) 災害発生から受診するまでの間における受傷部位の推移、生活状況についての本人の申立書（略）

(3) 平成21年6月20日の“右膝痛”に係る消防団員数名の現認書（略）

【説明】

本件は、ポンプ操法訓練中に発現した“右膝痛”から約2か月後に診断された“右膝内側半月板損傷”が「当該右膝痛の発現時の訓練と相当因果関係をもって発生した負傷と認められるか否か」が問題となるものである。

公務中の負傷の中には、事故等から相当期間が経過して発生する負傷などがあり、公務と負傷との間の相当因果関係（公務起因性）についての判断が問題となる場合がある。このような場合は、次に掲げる事項について調査し、専門医の医学的知見を得た上で判断することとなる。

① 第三者（同僚団員等）の事故等に関する現認書

② 事故発生時から受診時までの間の日常生活における同一部位の受傷等の有無に関する本人の申立書

③ 治療担当医師の所見等の医学的資料

本件の場合、同僚団員数名により平成21年6月20日の訓練中に“右膝痛”が発現していたことが現認されており、本人も“右膝痛”が発現してから同年9月4日の受診時までの間に私生活上で同一部位の受傷などはない旨を申し立てている。

また、医学的知見によれば、MRI所見で“右膝内側半月板損傷”が認められ、“半月板損傷”は、受傷時に“疼痛”等が著しいとは限らず、ある程度の期間を経てから受診する臨床例もあることから、治療担当医の所見は妥当なものと認められる。

したがって、本件の“右膝内側半月板損傷”は、平成21年6月20日の“右膝痛”と相当因果関係が認められ、また公務起因性を否定する私生活上での事故等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。